

禁煙外来の助成申請について

① 禁煙外来を受診

禁煙治療に保険が使える医療機関から希望する医療機関へ受診予約を行い、禁煙治療を開始してください。共済組合への事前申し込み等は必要ありません。禁煙治療に保険が使える医療機関は、インターネットからご確認ください。

●注意点（重要）

- ・ 予約時に、保険診療で治療ができるか必ず確認してください。
- ・ 禁煙治療は必ず最後まで受診してください。途中で離脱した場合、治療費が発生していても、助成の対象にはなりません。
- ・ 禁煙外来終了時に、医療機関から「禁煙外来終了証明書」（別紙２）に証明をもらう必要がありますので、予約時に医療機関へご相談ください。なお、同様の内容が確認できる書類であれば、医療機関任意の様式でも可とします。
- ・ 禁煙外来に係る医療費及び薬剤費の領収書及び明細書を保管のうえ、「禁煙外来助成支給申請書」（別紙１）を提出の際に必ず添付（コピー可）してください。なお、原本の返戻は行いません。また、それらの領収書等にご本人の氏名及び禁煙外来に要した費用であることが明記されている必要があります。
- ・ 紛失等により一部の領収書または明細書が添付できない場合、禁煙外来終了証明書等で治療完了が確認できた場合、添付可能な領収書（明細書が付随している場合のみ。）を助成対象として認めます。なお、領収書が無く、明細書のみの場合、自己負担額が確認できないため、助成対象にはなりません。

② 禁煙外来助成支給申請書を提出

禁煙外来が終了したら、「禁煙外来助成支給申請書」（別紙１）に必要事項をご記入いただき、下記書類を添付のうえ、お勤め先の共済組合事務担当課へ提出してください。

- ☐ 「禁煙外来終了証明書」（別紙２）※治療終了時に医療機関から証明を受けたもの
- ☐ 「禁煙外来の助成に関するアンケート」（別紙３）
- ☐ 領収書及び診療明細書（コピー可）